作成年月日(修正した場合にあ	令和5年4月1日	
っては直近の修正年月日)		
個人情報ファイルの名称	公営住宅管理システム	
実施機関等の名称	徳島県知事	
個人情報ファイルが利用に供さ	徳島県県土整備部住宅課	
れる事務をつかさどる組織の名		
称		
個人情報ファイルの利用目的	県営住宅の管理に関する事務に利用するため	
記録項目	1個人番号、2氏名、3性別、4生年月日・年齢、5	
	住所・電話番号、6国籍・本籍、7家族状況、8親族	
	関係、9婚姻歴、10職業、11収入・所得、12公	
	的扶助、13心身の機能の障害、14使用料等収納状	
	況	
記録範囲	県営住宅に入居した者、連帯保証人となった者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人からの書類提出、実施機関内部又は他	
	の官公庁からの公用開示	
要配慮個人情報	☑含まれる □含まれない	
記録情報の経常的提供先	徳島県住宅供給公社、徳島県営住宅PFI管理センター	
開示請求等を受理する組織の名	(名称) 徳島県県土整備部住宅課	
称及び所在地	(所在地)〒770-8570	
	徳島県徳島市万代町1丁目1番地	
訂正及び利用停止に関する他の		
法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2	
	(電算処理ファイル) 号	
	(マニュアル処理ファ	
	政令第21条第7項に該当 イル)	
	するファイル	
	□有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提案	□該当する	
の募集をする個人情報ファイル		
行政機関等匿名加工情報の提案	(名称)-	
を受ける組織の名称及び所在地	(所在地)-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) -	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) -	
作成された行政機関等匿名加工		
情報に関する提案を受ける組織	(所在地) 一	
の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工		
情報に関する提案をすることが		
できる期間		
備考		

作成年月日(修正した場合にあ	令和7年5月14日
っては直近の修正年月日)	
個人情報ファイルの名称	建築物に係る台帳
実施機関等の名称	徳島県知事
個人情報ファイルが利用に供さ	
れる事務をつかさどる組織の名	
称	合県民局県土整備部<三好・美馬>
個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第12条第8項に基づき整備するもの
記録項目	【建築計画概要書に記載すべき事項】
	1建築主、2代理者、3設計者、4建築設備の設計に
	関し意見を聴いた者、5工事監理者、6工事施工者、
	7地名地番、8住居表示、9都市計画区域及び準都市
	計画区域の内外の別等、10防火地域、11その他の
	区域、地域、地区又は街区、12道路、13敷地面積
	、14主要用途、15工事種別、16建築面積、17
	延べ面積、18建築物の数、19建築物の高さ等、
	20許可・認定等、21工事着手予定年月日、22工
	事完了予定年月日、23特定工程工事終了予定年月日
	、24建築基準法第12条第1項の規程による調査の
	要否、25建築基準法第12条第3項の規程による検
	査を要する防火設備の有無、26その他必要な事項
	【定期調査報告概要書に記載すべき事項】
	27所有者、28管理者、29調査者、30報告対象
	建築物、31調査による指摘の概要、32調査及び検
	査の状況、33建築物等に係る不具合等の状況、34
	敷地の位置、35建築物及びその敷地の概要、36階 別用途別床面積、37性能検証法等の適用、38増築
	、
	40建築確認、41中間検査、42完了検査、43そ
	の他の処分、44定期報告等
	【全体計画概要書に記載すべき事項】
	45申請者、46設計者、47地名地番、48住居表
	示、49既存建築物の概要、50二以上の工事に分け
	て行うことがやむを得ない理由、51全体計画に係る
	建築物の数、52主要用途、53各工事の着手予定年
	月日及び完了予定年月日並びに確認申請の要・不要、
	5 4 各工事の概要
	【その他の事項】
	55建築基準法施行規則第1条の3の申請書及び第8
	条の2第1項において準用する第1条の3の規程によ
	る通知書の受付年月日、56指定確認検査機関から確
	認審査報告書の提出を受けた年月日、57その他特定
	行政庁が必要と認める事項
記録範囲	建築基準法に基づく確認申請書を提出した者
	(昭和46年度以降)
記録情報の収集方法	申請者から収集
要配慮個人情報	□含まれる レ含まれない
記録情報の経常的提供先	

開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	[(名称) ①徳島県県土整備部東部県土整備局<徳島 (建築指導担当)		
初久の万江地			
	> (総務担当)		
	③徳島県南部総合県民局県土整備部<阿南>		
	(企画担当)		
	④⑤徳島県西部総合県民局県土整備部<三好		
	・美馬> (企画担当)		
	(所在地)①〒770-0865		
	徳島県徳島市南末広町6丁目36番地		
	②〒779−3304		
	徳島県吉野川市川島町宮島736番地1		
	③〒774-0030 (本京県四本大帝図歴 本 エ 公 4 2 項 H)		
	徳島県阿南市富岡町あ王谷46番地		
	④〒778-0002 徳自用三47末沙田町マチ9415乗地		
	徳島県三好市池田町マチ2415番地 ⑤〒779-3602		
	73番地		
訂正及び利用停止に関する他の			
法令の規定による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 レ法第60条第2項第2		
	(電算処理ファイル)		
	政令第21条第7項に該当 (マニュアル処理ファ		
	するファイル イル)		
行政機関等匿名加工情報の提案	□該当する		
の募集をする個人情報ファイル 行政機関等匿名加工情報の提案	 (名称) —		
打政機関寺医名加工情報の従系を受ける組織の名称及び所在地	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数)		
门	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) -		
作成された行政機関等匿名加工			
情報に関する提案を受ける組織	(所在地) -		
の名称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工			
情報に関する提案をすることが			
<u>できる期間</u> 備考			

作成年月日(修正した場合にあ	令和5年4月1日
っては直近の修正年月日)	
個人情報ファイルの名称	長期優良住宅認定台帳
実施機関等の名称	徳島県知事
	徳島県県土整備部住宅課、東部県土整備局<徳島・吉
	野川>、南部総合県民局県土整備部<阿南>、西部総
称	合県民局県土整備部<三好・美馬>
個人情報ファイルの利用目的	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく申請
	の審査、認定、認定の通知等を行うため
記録項目	【認定申請に記載される事項】
	1申請者(譲受人)の住所又は主たる事務所の所在地
	、2申請者(譲受人)の氏名又は名称、3分譲事業者
	の氏名又は名称、4分譲事業者の住所又は主たる事務
	所の所在地、5設計者等、6関係性能評価機関、7確
	認機関、8確認年月日、9確認番号、10申請の根拠
	条文、11申請年月日、12認定年月日、13認定番
	号、14建築物の地名地番、15建物名称、16敷地
	面積、17工事種別、18建築面積、19床面積の合
	計、20建て方、21住戸の数、22建築物の最高の
	高さ、23階数、24構造種別、25法第6条第2項
	に基づく申し出の有無、26住宅の品質確保の促進等
	に関する法律第6条の2第5項の適用の有無、27維
	持保全を行う区分所有法に規定する団体又は法人の名
	称、28建築費、29維持保全年積立額、30工事着
	手予定年月日、31工事完了予定年月日、32住戸の
	番号、33専用部分の床面積、34譲受人決定予定年
	月日、35定期点検実施予定者名、36定期点検実施
	予定者所在地、37技術的審査の有無、38法第6条
	第2項に基づく申し出の確認済証番号、39変更の概
	要、40地位の承継が生じた原因、41工事完了報告
	年月日
	【認定申請に添付される事項】
	42設計内容説明書、43付近見取り図、44配置図
	人 4 5 仕様書、 4 6 各階平面図、 4 7 用途別床面積表
	、48床面積求積図、49面以上の立面図、50断面
	図又は矩計図、51基礎伏図、52各階床伏図、53
	小屋伏図、54各部詳細図、55各種計算書、56機
	器表、57状況調査書、58委任状(本人申請でない
	場合)、59確認済証(取得している場合)、60居
	住環境基準チェックリスト、61徳島県建築基準法施
	行条例第4条に基づく認定通知書の写し(急傾斜地崩
	壊危険区域で建築確認が不要の場合)、62許可を得
	ていることが分かる書類の写し(地すべり防止区域の
	場合)、63工事履歴書(既存住宅の認定申請の場合
	【地位の継承申請に添付される事項】
	64長期優良住宅の認定通知書の写し、65売買契約
	書又は登記簿謄本の写し、66委任状(本人申請でな
	い場合)
記録範囲	 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく申請
日日少小年世月日	をした者(平成21年度以降)
1 記録は報の収集士法	
記録情報の収集方法	申請者から
要配慮個人情報	□含まれる ■含まれない
記録情報の経常的提供先	<u> </u>

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)①徳島県県土整備部東部県土整備局<徳島> (建築指導担当) ②徳島県県土整備部東部県土整備局<吉野川 >(総務担当) ③徳島県南部総合県民局県土整備部<阿南> (企画担当) ④⑤徳島県西部総合県民局県土整備部<三好 ・美馬>(企画担当) (所在地)①〒770-0865
	徳島県徳島市南末広町6丁目36番地 ②〒779-3304
	徳島県吉野川市川島町宮島736番地1 ③〒774-0030
	徳島県阿南市富岡町あ王谷46番地 ④〒778-0002
	徳島県三好市池田町マチ2415番地 ⑤〒779-3602
	徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73番地
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 ■法第60条第2項第2 (電算処理ファイル) 号
	(マニュアル処理ファ 政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル	■該当する □該当しない
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	(名称)徳島県県土整備部住宅課 (所在地)〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) - (行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) -
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	(名称) — (所在地) —
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	
備考	

作成年月日(修正した場合にあ	令和7年5月14日	
っては直近の修正年月日)		
個人情報ファイルの名称	宅地建物取引士資格試験合格者名簿	
実施機関等の名称	徳島県知事	
個人情報ファイルが利用に供さ	徳島県県土整備部住宅課	
れる事務をつかさどる組織の名		
称		
個人情報ファイルの利用目的	宅地建物取引業法施行規則第12条第1項に基づく宅	
	地建物取引士資格試験合格者	音の名簿作成のため かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし
記録項目	1合格証書番号、2本名、3	3生年月日、4住所
記録範囲	宅地建物取引士(宅地建物取	対引主任者) 資格試験に合
	格した者(昭和48年以降)	
記録情報の収集方法	受験申込者から収集	
要配慮個人情報	□含まれる □	含まれない
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名	(名称) 徳島県県土整備部住	E宅課(建築指導担当)
称及び所在地	(所在地)〒770-8570	
	徳島県徳島市万代	六町1丁目1番地
訂正及び利用停止に関する他の	_	
法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	レ法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2
	(電算処理ファイル)	号
		(マニュアル処理ファ
	政令第21条第7項に該当	イル)
	するファイル	
	□有□□無□□	
行政機関等匿名加工情報の提案	□該当する □ □ に に に に に に に に に に に	該当しない
の募集をする個人情報ファイル		
行政機関等匿名加工情報の提案	(名称)-	
を受ける組織の名称及び所在地	(所在地)-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の)本人の数)-
	(行政機関等匿名加工情報に	ご含まれる情報の項目) –
作成された行政機関等匿名加工	(名称) —	
情報に関する提案を受ける組織	(所在地) —	
の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工		
情報に関する提案をすることが		
できる期間		
備考		

作成年月日(修正した場合にあ	令和7年5月14日	
っては直近の修正年月日)		
個人情報ファイルの名称	宅地建物取引士資格登録簿	
実施機関等の名称	徳島県知事	
個人情報ファイルが利用に供さ	徳島県県土整備部住宅課	
れる事務をつかさどる組織の名		
称		
個人情報ファイルの利用目的	宅地建物取引業法第18条第1項に基づく宅地建物取	
	引士の登録のため	
記録項目	1登録番号、2登録年月日、3氏名、4生年月日、5	
	本籍・性別、6住所、7試験合格年月日・合格証書番	
	号、8実務経験に関する事項、9国土交通大臣の認定	
	に関する事項、10業務に従事する宅地建物取引業者	
	に関する事項、11事務禁止等の処分、12宅地建物	
	取引士証に関する事項、13登録の移転に関する事項	
記録範囲	宅地建物取引士の登録をしている者	
記録情報の収集方法	申請者から収集	
要配慮個人情報	□含まれる □含まれない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の名	(名称) 徳島県県土整備部住宅課(建築指導担当)	
称及び所在地	(所在地)〒770-8570	
	徳島県徳島市万代町1丁目1番地	
訂正及び利用停止に関する他の	_	
法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	レ法第60条第2項第1号 □法第60条第2項第2	
	(電算処理ファイル) 号	
	(マニュアル処理ファ	
	政令第21条第7項に該当 イル)	
	するファイル	
	□有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案	□該当する レ該当しない	
の募集をする個人情報ファイル	_	
行政機関等匿名加工情報の提案		
を受ける組織の名称及び所在地	(所在地)-	
行政機関等匿名加工情報の概要	(行政機関等匿名加工情報の本人の数) -	
	(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目) -	
作成された行政機関等匿名加工		
情報に関する提案を受ける組織		
の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工		
情報に関する提案をすることが		
できる期間		
備考		
		